

群馬県手話・要約筆記講習会開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬県手話・要約筆記講習会開催事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、聴覚障害者及び手話・要約筆記に対する理解を広めるために開催する手話講習会又は要約筆記講習会に係る経費の補助を行うことによって、聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供及び聴覚障害者が働きやすい環境の整備を支援し、もって、障害の有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し、共に暮らすことができる社会の実現を目的とする。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象団体、補助対象経費、補助率、補助上限額及び補助金の算定方法は、次表に掲げるとおりとする。

1 補助対象団体	企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の事業者、手話又は要約筆記を学習する町内会、PTA等のグループ（以下「企業等」という。）
2 補助対象経費	企業等が行う、手話講習会又は要約筆記講習会（以下「講習会」という。）の開催に要する報償費及び旅費。
3 補助率	10 / 10
4 補助上限額	講習会の開催1回当たり17千円。 開催回数は1団体当たり年3回を上限とする。
5 補助金額の算定方法	第2欄に定める補助対象経費の支出額から寄付その他の収入額を控除した額と第4欄に定める補助上限額とを比較して、少ない方の額とする。

2 補助対象団体は、自己又は当該団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

（交付決定）

第5条 知事は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。

（補助事業の変更）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費総額の3割を超える増減を伴う変更をしようとするとき。
- (2) 補助金額の増額を伴う変更をしようとするとき。
- (3) その他、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

2 知事は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助事業の変更を承認するものとする。

（補助事業の中止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合には、あらかじめ中止承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助事業の中止を承認するものとする。

（概算払）

第8条 補助事業者は、規則第7条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする

ときは、概算払請求書（別記様式第4号）を知事に提出するものとし、知事はその内容を審査し、相当の理由があると認めたときは概算払をすることができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定、返還）

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の額の確定を受けた場合、確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、確定額を超えている部分について知事が定める期日までに返還しなければならない。

（交付決定の取消し、返還）

第11条 補助事業者に次の各号に該当する行為があったときは、知事は補助金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

（1）この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき。

（2）規則第13条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 補助金の交付決定を受けたのち、前項の規定により交付決定が取り消されたときは、補助事業者は、知事の定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、知事がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。